

平成 21 年 3 月 10 日（火） 第 6 回誠愛院内勉強会

テーマ：「労働災害と通勤災害について」

社会保険労務士法人 小川労務管理事務所 所長
社会保険労務士

小川 茂 先生

要旨

1. 労働災害とは

労働災害には「業務起因性」及び「業務遂行性」という認定基準がある

「業務起因性」①業務に起因して災害が発生

②その災害によって傷病が発生するという因果関係

「業務遂行性」労働契約に基づいて使用者の支配下にある状態

例) 昼休みに運動してケガをしても労災にはならない

2. 通勤災害とは

法制定当時は、通勤途上の災害を保障する制度はなかった

昭和 48 年 ILO（国際労働機関）を批准

基本的に自宅（門）→会社（門）の移動を合理的な経路及び方法で行う

スーパー等での買い物は通勤の中断となり、スーパー内での事故は通勤労災とならない

3. 労働災害の対象となる者

事業主は対象外

野球選手は一人親方（労働者を使用しないことを常態とする者）となり、
労災の対象外

4. 労働災害の給付

保険料は全額事業主負担

治療費は労災保険から給付され、一部負担金も発生しない

傷病のため、3 日以上労働することが出来ない場合は休業（補償）給付が
支給される

平均賃金 80% = 休業補償 60% + 特別支給金 20%

上記 3 日間は業務災害であれば事業主から賃金が保障されるが、通勤災害
は賃金の保障はされない

負傷により障害が残った場合 障害補償がされる

障害等級 1～7級 年金

8～14級 一時金

※ 労災保険は労働者を保護する保険制度

